

○上島町建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上島町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「町工事」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、町工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び上島町財務規則（平成16年上島町規則第45号。以下「規則」という。）第95条の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要綱の対象は、設計金額が3,000万円未満の町工事について適用する。

(最低制限価格の設定)

第3条 前条に規定する町工事の契約に係る最低制限価格は、規則第95条に規定された範囲内で、別表に掲げるところにより算出した額とする。

2 最低制限価格を定めたときは、予定価格調書に記載しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、変動型の最低制限価格（以下「変動型最低制限価格」という。）を設定することができる。

(変動型最低制限価格の設定)

第4条 変動型最低制限価格は、最低制限価格に変動係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(変動係数の決定)

第5条 変動係数は、電子計算機により、1.0000001から1.0001までの範囲内で無作為に抽出される係数とする。

2 変動係数の決定は、入札執行日ごとに、一番早い開札時間までに入札室で行い、決定した変動係数は、当該執行日の全ての対象工事に用いるものとする。

3 決定した変動係数は、町長が別に定めるところにより公表する。

(変動型最低制限価格の事後公表)

第6条 第4条の規定により算出した変動型最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(落札者の決定)

第7条 入札価格が変動型最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る場合は、町長は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制度の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、くじによるものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 町長は、規則第103条の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知をするに当たっては、次に掲げる事項について、当該事項を町ホームページ及び入札通知書等に掲示するなどして周知を図るものとする。

(1) 変動型最低制限価格が設定されること。

(2) 変動型最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う町工事について適用し、同日前に入札公告等を行った町工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に入札公告等を行う町工事について適用し、同日前に入札公告等を行った町工事について

は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に入札公告等を行う町工事について適用し、同日前に入札公告等を行った町工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に入札公告等を行う町工事について適用し、同日前に入札公告等を行った町工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に入札公告等を行う町工事について適用し、同日前に入札公告等を行った町工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までに契約を締結する案件で予定価格の算定にあたり消費税（地方消費税を含む。）を 10 パーセントで算定しているものについては、別表及び欄外（工場製作を含む工事に係る計算式を含む。）の「1.08」を「1.10」として、同条及び同表を適用する。
- 3 前項の規定については、平成 31 年 9 月 30 日までとする。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に入札公告等を行う町工事について適用し、同日前に入札公告等を行った町工事については、なお従前の例による。

別表(第3条関係) 最低制限価格の算定方法

区分			計算式	備考
土木工事			$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）			$\{ \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times 1.10$ ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は、次のとおりとする。 $\{ \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.2 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times 1.10$	7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合及び左記の計算式に該当しない場合にあつては、予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を最低制限価格とする。
土木工事	鋼橋等	工場製作のみ	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{間接労務費} \times 0.9 + \text{工場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$	
		架設工事のみ	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$	
		工場製作＋仮設工事	$\{ \text{直接工事費} \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times 1.10$	
	機械設備製作・据付工事	製作のみ	$\{ \text{直接製作費} \times 0.97 + \text{間接労務費} \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times 1.10$	
		据付工事のみ	$\{ \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times 1.10$	
		製作＋据付工事	$\{ (\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times 1.10$	
電気通信設備製作・据付工事	機器単体費のみ		$(\text{直接製作費} \times 0.97 + \text{間接労務費} \times 0.9 + \text{工場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$ ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は、次のとおりとする。 $(\text{機器単体費} \times 0.907) \times 1.10$	
		工事費のみ	$\{ \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times$	

		1. 10	
		機器単体費＋工事費	$\{ (直接製作費 + 直接工事費) \times 0.97 + (間接労務費 + 共通仮設費) \times 0.9 + (工場管理費 + 現場管理費 + 機器間接費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.68 \} \times 1.10$ ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は、次のとおりとする。 $[(機器単体費 \times 0.907) + \{ 直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.9 + (現場管理費 + 機器間接費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.68 \}] \times 1.10$
		ただし、特に記載のない場合は、下記のとおりとする。 直接製作費は機器費×0.6、間接労務費は機器費×0.1、工場管理費は機器費×0.2、一般管理費等は機器費×0.1＋工事費の一般管理費	
下水道工事	電気、機械設備製作・据付工事	機器単体費のみ	$(直接製作費 \times 0.97 + 間接労務費 \times 0.9 + 現場管理費 \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.68) \times 1.10$ ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は、次のとおりとする。 $(機器単体費 \times 0.907) \times 1.10$
		工事費	$\{ 直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.9 + (現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.68 \} \times 1.10$
		機器単体費＋工事費	$\{ (直接製作費 + 直接工事費) \times 0.97 + (間接労務費 + 共通仮設費) \times 0.9 + (現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.68 \} \times 1.10$ ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は、次のとおりとする。 $[(機器単体費 \times 0.907) + \{ 直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.9 + (現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.68 \}] \times 1.10$
		ただし、特に記載のない場合は、下記のとおりとする。 直接製作費は機器費×0.6、間接労務費は機器費×0.1、工場管理費は機器費×0.2、一般管理費等は機器費×0.1＋工事費の一般管理費	

(注) 各費目に所定の率を乗じたもの（円未満は切捨て）の合計に、1.10 を乗じた額（円未満切捨て）とする。